

## 京都観光デジタルマップ～Kyoto Smart Navi～及び 京都駅デジタルマップ～Kyoto Station Smart Navi～を活用した情報発信業務 業務委託仕様書

### 1. 背景及び目的

京都市および京都市観光協会では、市民生活と調和・両立した持続可能な観光の実現に向け、これまで観光地の混雑対策や手ぶら観光の推進、観光客のマナー啓発等をはじめとした観光課題対策を進めている。

観光の分散化や混雑対策等を目的に、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所と連携して、令和6年11月から京都観光デジタルマップ～Kyoto Smart Navi～（以下「京スマ」という。）を運用しており、観光スポットやトイレ、ごみ箱、喫煙所のように観光客の利便性を向上させるものから、AI技術を活用したリアルタイムの混雑状況や市内観光バス駐車場の満空情報をはじめとした市内の混雑緩和に資するようなもの等、幅広い情報を一元的に発信している。

また、手ぶら観光サービスの利用拡大、コインロッカーをはじめとした目的地への誘導強化及び利便性の向上等を目的に、令和7年9月に「京都駅デジタルマップ～Kyoto Station Smart Navi～（以下「駅スマ」という。）」を導入のうえ、京都駅構内のコインロッカーの位置・満空情報や手荷物の配送・一時預かりサービス窓口をはじめ、市バス乗り場や店舗情報等を発信している。

本業務は、「京スマ」と「駅スマ」を継続的に運用していくことはもとより、より多くの観光客等にご利用いただくため、掲載内容・機能の更なる充実や、認知度向上に向けたSNS広告や主要駅のデジタルサイネージ、宿泊施設等での情報発信を実施するものである。

※京スマは、ボールドライト株式会社が提供するデジタルマッププラットフォーム「プラチナマップ」  
駅スマは、商業施設向けDXプラットフォーム「メタマップ」のシステムを利用しています。

京都観光デジタルマップ～Kyoto Smart Navi～（京スマ）

<https://platinumaps.jp/maps/kyoto-smart-navi?culture=ja>



京都駅デジタルマップ～Kyoto Station Smart Navi～（駅スマ）

<https://platinumaps.jp/d/kyoto-station-smart-navi?culture=ja>



### 2. 業務委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

### 3. 委託上限金額

36,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 4. 委託内容

#### 1) 京スマの管理・運営

##### a) スポット情報の管理

##### i) 上限1,500件の登録スポット情報の更新及び維持管理等

【登録スポット一例（令和8年3月9日時点）】

①観光スポット情報（寺院・神社、名所・旧跡、美術館・博物館等）約400スポット

②混雑状況カメラ 29スポット（京都国道事務所管理15スポット、京都市観光協会管理14スポット）

- ③駐車場(一般車両、観光バス専用、駐輪場、パーク&ライド等)約80スポット
- ④マナー(トイレ、ゴミ箱、喫煙スポット、観光マナー等)約330スポット
- ⑤手ぶら観光(配送・預かりサービス、ロッカー情報等)約220スポット
- ⑥緊急避難広場 2スポット 等

ii) 季節の行事やイベント、体験等のスポット情報の更新

- (1) 基本的に委託者から掲載情報を提供することとし、収録にあたって不足する情報があれば、受託者は適宜補完したうえで京スマへ掲載すること
- (2) 現時点で想定している収録情報の内容や掲載時期の案は以下の通りであるが、受託者からの提案をもって最終的に確定する。

4月	桜の穴場	KYOTOGRAPHIE京都国際写真祭
5月	つつじ・さつきの名所	
6月	あじさいの名所   夏越の祓	「京の夏の旅」文化財特別公開箇所
7月	祇園祭 山鉾	
8月	五山の送り火鑑賞スポット	
9月		
10月	京都国際舞台芸術祭	
11月	紅葉の穴場	学園祭
12月	除夜の鐘、干支参り対象社寺	「京の冬の旅」文化財特別公開箇所
1月	都七福神まいり   節分行事	
2月	梅の名所	
3月	桜の穴場	
通年	おすすめイベント <a href="https://ja.kyoto.travel/event/">https://ja.kyoto.travel/event/</a> 事前予約体験商品 <a href="https://ja.kyoto.travel/anshin/">https://ja.kyoto.travel/anshin/</a> 朝夜観光スポット <a href="https://ja.kyoto.travel/tourism/article/asakanko-yorukanko/">https://ja.kyoto.travel/tourism/article/asakanko-yorukanko/</a> 京都一周トレイルコース <a href="https://ja.kyoto.travel/tourism/article/trail/">https://ja.kyoto.travel/tourism/article/trail/</a> 自転車観光モデルルート <a href="https://ja.kyoto.travel/bicycle/">https://ja.kyoto.travel/bicycle/</a> おすすめモデルコース <a href="https://ja.kyoto.travel/trip/">https://ja.kyoto.travel/trip/</a> その他、京なびオンライン資料ダウンロードページ掲載情報 <a href="https://global.kyoto.travel/ja/download/">https://global.kyoto.travel/ja/download/</a> を中心に検討	

- b) 公共交通路線や周遊ルートなどの経路情報の追加・削除
- c) 市内主要観光地に設置しているライブカメラ映像の画像解析による混雑度を自動的に判定する機能との連携
- d) グーグルマップと連携したルート検索

なお、京スマの当初契約プランにおいて収録可能なスポットはa)～d)で上限1,500件であるが、委託者の合意のもとで、状況に応じて契約プランを変更することを可能とする。

- e) 観光バス駐車場を運営している民間事業者及び神社仏閣等と連携のうえ、観光バス駐車場の3段階表示によるリアルタイム満車・空車情報(駐車場スタッフの手動切替や事業者管理の既存システムとのAPI連携で情報発信)
  - f) 民間事業者が運用している手ぶら観光サービスの事前予約及び事前決済機能の運用(新たに備品等が必要な場合は、委託者と協議のうえ整備すること)
  - g) データの品質管理(位置情報の精緻化、表記ゆれの防止、リンクチェック等)
  - h) 問い合わせ対応・不備報告(マップ利用者からの修正依頼に基づく内容の精査と対応管理画面の仕様変更や不具合発生時の委託者への報告等)
  - i) 新たな機能や登録スポットの提案等
- ※ 京スマのサービス提供にかかる固定のシステム利用料については、委託者が支払う。但し、機能改善のために新たに発生するシステム利用料(開発経費を含む。)については、受託者が支払う。

## 2) 駅スマの管理・運営

- a) スポット情報等の管理
  - i) 上限500件の登録スポット情報の更新及び維持管理
  - ii) テナント店舗の入退去に伴う情報更新(随時)
  - iii) 年間1回以上、テナント管理者に対して、一斉確認
  - iv) コインロッカーの満室・空室情報やトイレ等の設備情報の更新
  - v) 現在地判定機能とルート検索機能
  - vi) アンケート機能
- b) 民間事業者が運用している手ぶら観光サービスの事前予約及び事前決済機能の運用(新たに備品等が必要な場合は、委託者と協議のうえ整備すること)
- c) データの品質管理(位置情報の精緻化、表記ゆれの防止、リンクチェック等)
- d) 問い合わせ対応・不備報告(マップ利用者からの修正依頼に基づく内容の精査と対応管理画面の仕様変更や不具合発生時の委託者への報告等)

### 【主な掲載内容】

- i) 手ぶら観光サービス情報(コインロッカーの位置・満空情報や手荷物の配送・一時預かりサービス窓口の位置情報等)
- ii) 公共交通機関情報(京都駅市バス乗り場や新幹線、JR在来線、近鉄電車及び地下鉄の改札口等)
- iii) 店舗情報(京都駅構内の店舗情報(営業時間・サービス内容等))
- iv) その他情報(トイレ、エスカレーター及び喫煙所等)

※ 駅スマのサービス提供にかかる固定のシステム利用料については、委託者が支払う。但し、機能改善のために新たに発生するシステム利用料(開発経費を含む。)については、受託者が支払う。

## 3) 京スマ及び駅スマの利用者拡大に向けた広報・PRの実施

- a) 日本人観光客と外国人観光客の性質等を踏まえ、多様な観光客に対して幅広く周知・利用を促す効果的な宣伝手法を検討すること(デジタル広告の配信、多様な広告媒体の活用、インフルエンサーの活用等)。必要に応じて、プロモーションやマーケティング企画に精通した者の助言を得ながら進めること。

なお、観光バス駐車場の満車・空車情報については、バス運転手に対して効果的なプロモーションを実施すること。

- b) a) での検討を踏まえ、観光情報ツールとしての宣伝や、多様な京都の魅力を発信し、観光の分散化や利用促進等を図るための材料(ポスター・パンフレット・バナー画像等)を作成し、利用促進を図る宣伝を実施すること。

- c) 実施した広告・宣伝の成果を少なくとも四半期に1回はとりまとめて報告し、それぞれの効果を検証したうえで、掲載映像や掲載媒体の見直しを行うこと。

4) その他、委託者が受託者に求める業務

5) 上記作業の記録および、作業の手引き作成

## 5. 注意事項

- 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者、京都国道事務所と綿密な連携を図りながら本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- 本業務を遂行する上で生ずる成果物についてのすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、無期限に委託者に帰属する。
- 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、委託者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱に十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、京都国道事務所と協議のうえ、決定する。
- 京都国道事務所が実証事業等で京スマ・駅スマを活用した取組を実施する場合は、協議に参画するとともに、十分に協議を重ねて実施すること。

## 6. 仕様の変更

委託者は、仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ、適当と認めた時には、受託者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

## 7. 納品物

本業務における成果物や取り組んだ内容を取りまとめた実績については、委託者が指定した内容を報告書に記載のうえ提出すること。なお、事業全体の報告書は令和9年3月31日(水)までに委託者に提出すること。

## 8. 支払手続

- 委託金額の支払いは、原則として精算払いとする。
- 委託者による上記の納品物の検収後、受託者は本業務の実施内容及び要した経費を報告し、請求書を発行すること。経費が当初の見積金額を下回る場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

## 9. 著作権等

- 本業務を通じて著作権その他知的財産権が生じた場合、その権利は全て委託者に帰属するものとする。ただし、事前に書面による委託者の同意を得た場合はこの限りでない。
- 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。

## 10. 再委託

- 業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。
- 再受託者は、本業務において受託者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- 受託者は、再受託者の行為について再受託者と連携し、その責任を負うものとする。

以上